

新潟市食肉センター冷凍冷蔵設備改修事業

実施方針

令和5年2月3日

新潟市

《目 次》

I	用語の定義	1
II	事業の内容に関する事項	3
1	事業名称	3
2	本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	3
3	事業実施場所	3
4	公共施設等の管理者	3
5	事業目的	3
6	事業方式	4
7	事業期間	4
8	対象施設の概要	4
9	事業者が実施する業務範囲	4
10	事業者の収入	5
11	関係法令等の遵守	6
III	事業者の募集及び選定に関する事項	7
1	事業者の選定に関する基本的事項	7
2	募集及び選定の手順	7
3	応募者の参加資格要件	10
4	審査及び選定に関する事項	13
5	落札者決定後の手続き	14
6	著作権	15
7	特許権等	15
8	応募に係る費用負担	15
IV	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
1	基本的考え方	16
2	提供されるサービスの水準・仕様	16
3	事業の実施状況のモニタリング	16
4	地元雇用や地元企業の活用	16
V	対価の支払い	17
1	費用の構成	17
2	費用の支払い方法	17
3	物価変動による施工費の変更	17
VI	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	18
1	敷地面積及び配置	18
2	都市計画事項	18
VII	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	18

1	基本的な考え方	18
2	管轄裁判所	18
VIII	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	19
1	事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	19
2	市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	19
3	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	19
4	その他	19
IX	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	20
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	20
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	20
3	その他の支援に関する事項	20
X	その他事業の実施に関し必要な事項	21
1	議会の議決	21
2	公正な応募の確保	21
3	応募に伴う費用の負担	21
4	情報提供	21
5	実施方針に関する担当	21

【添付資料】

- 添付資料1 事業実施場所
- 添付資料2 契約スキーム（案）
- 添付資料3 総合評価方式一般競争入札共通公告
- 添付資料4 リスク分担（案）

I 用語の定義

本実施方針において使用する用語の定義は、次のとおりである。

本事業	新潟市食肉センター冷凍冷蔵設備の設計、施工、維持管理について、民間のノウハウの活用により効率的かつ効果的に行うことを目的とする新潟市食肉センター冷凍冷蔵設備改修事業をいう。
本施設	本事業において、事業者が新潟市食肉センターに設計・施工する冷凍冷蔵設備、建築物及びその付帯設備を含めていう。
冷凍冷蔵設備	各室に保管されている枝肉や部分肉等の品質管理・保持を目的として対象の温度等を調節して供給するための機器を総称していう。
建築物等	本施設のうち、冷凍冷蔵設備を除く建築設備及び建築物等を総称していう。
DBM方式	設計 (Design)、建設 (Build)、維持管理 (Maintenance) を民間事業者に一括して委ねる民間事業手法をいう。
落札者	選定委員会において優秀提案者として選定されたのち、落札者として決定された企業グループをいう。
応募者	入札手続きに参加する単独企業又は複数企業で構成される企業グループをいう。
事業者	市と本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。落札者の代表者と構成員で構成される。
市	新潟市をいう。
建設事業者	本事業において、施工業務を担当する者で、共同企業体又は単独企業をいう。
維持管理事業者	本事業において、維持管理業務を担当する者をいう。
入札参加者	本事業の入札に参加する企業もしくは企業グループをいう。
構成員	入札参加者のうち、設計・施工業務を担当する代表者以外の者をいう。
代表者	応募者のうち、代表して応募手続き等を行う企業をいう。
特定JV	本事業の建設工事を実施することを目的として結成される単体又は2者以上による特定建設工事共同企業体をいう。
基本協定	事業者の選定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項についての市と落札者の間で締結される協定をいう。
基本契約	本事業について事業者が本施設の設計、施工、維持管理を一括で発注するために市と事業者で締結する契約をいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び業務委託契約を総称していう。
建設工事請負契約	本事業の施工業務の実施のために、市と建設事業者が締結する契約

	をいう。
維持管理業務契約	本事業の維持管理業務の実施のために、市と維持管理事業者が締結する契約をいう。
選定委員会	市が応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するための機関として設置する選定委員会をいう。
地方公共団体	地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の市、財産区、及び地方開発事業団)をいう。
入札関係書類	本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書などの書類を総称していう。
入札説明書	本事業における入札説明書をいう。
要求水準書	新潟市食肉センター冷凍冷蔵設備改修事業要求水準書をいう。

※本事業は、令和5年度当初予算が成立することを前提として進めているため、同予算成立をもってはじめて有効となります。よって、成立しなかった場合又は予算額が修正された場合には、変更又は中止することがあります。

II 事業の内容に関する事項

1 事業名称

新潟市食肉センター冷凍冷蔵設備改修事業

2 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名 称 新潟市食肉センター

種 類 と畜場

3 事業実施場所

新潟市西区中野小屋 1631 番

事業実施場所を「添付資料1 事業実施場所」に示す。

4 公共施設等の管理者

新潟市長 中原 八一

5 事業目的

平成5年に開設した本市食肉センターは下越地方全体の食肉処理施設として重要な役割を果たしてきたが、開設から25年以上経過し、設備の老朽化が著しく進行している。また、国の特定フロンの使用規制により、冷媒であるフロンガスの継続的な調達が難しくなっており、今後も運営を継続していくためには、冷凍冷蔵設備の早期改修が不可欠となっている。

本事業は、冷凍冷蔵設備の早期改修を目的とするとともに、民間事業者の技術的能力の活用を図り、工期短縮を図るとともに、効率的かつ効果的に事業を推進することで、維持管理の効率化を図ることを目的としている。

6 事業方式

本事業は、対象施設の設計、施工及び維持管理を一括して発注するDBM方式とする。事業スキームを「添付資料2 契約スキーム（案）」に示す。

7 事業期間

契約締結の日から令和12年3月31日とする。維持管理期間は竣工から5年とする。

8 対象施設の概要

29の冷蔵冷凍室を対象に、既存冷凍冷蔵設備の撤去及び新設の冷凍冷蔵設備を設置する。また、冷凍冷蔵設備の設置に伴う冷媒管等の配管工事、機器管理を目的とした幹線・動力、集中管理設備等の設置工事、室外機基礎の工事等の付帯工事一式を含む。

9 事業者が実施する業務範囲

本事業にて事業者が実施する業務の対象は、以下のとおりとする。

(1) 設計業務

ア 既存設備撤去設計

既存の冷凍冷蔵設備、配管等の撤去に関する設計を行う。

イ 基本設計

基本となる冷凍冷蔵設備の構成や付帯工事一式の諸元、位置等について設計を行い、基本設計図を作成する。

ウ 実施設計

各工事を実施するにあたり材料、数量を算出するための実施設計図、計算書等を作成する。

エ その他設計に付随する業務（周辺環境調査、アスベスト調査、PCB調査等）

その他設計に付随して必要と想定される業務を実施する。

(2) 施工業務

ア 仮設工事

工事に伴い必要となる足場、仮囲い、仮設事務所設置等の仮設工事を行う。

イ 建築工事

冷凍冷蔵設備の設置、配管工事に伴い必要となる壁の開口工事や補修、建具交換等の工事を実施する。

ウ 冷凍冷蔵設備工事

29の冷蔵冷凍室を対象に、既存冷凍冷蔵設備の撤去及び新設の冷凍冷蔵設備を設置するとともに、機器管理に必要な計装設備・中央監視設備を設置する。

エ 管工事

冷凍冷蔵設備の室内機、室外機の搬入・据付けや冷媒配管等の各種配管の撤去・新設工事、冷媒充填作業等を実施する。

オ 電気設備工事

冷凍冷蔵設備更新に伴い必要となる電力確保を目的として受変電設備、幹線・動力設備等を改修・設置する。

カ 軌条レール脱着工事

冷凍冷蔵設備更新に伴い枝肉運搬用の軌条レール脱着を行う（新設又は再取付）。

キ 外構工事

室外機設置に伴う外構工事やその他舗装、囲障工事を実施する。

ク その他付随する工事

(3) 維持管理業務

ア 保守点検業務

法定点検、簡易点検や機器洗浄等の必要と想定される保守点検業務を行う。

イ 修繕・更新業務

維持管理業務期間に必要となった部品交換、補修、オーバーホール等を行う。ただし、外的要因による設備機器の大幅な修理や取替えについては、費用の支払いについて市と事業者が協議の上決定するものとする。

(4) その他業務

ア 地方交付税措置申請手続き等支援業務

地方交付税措置申請に伴い必要となる資料の作成を行うとともに、市が実施する手続きの支援を行う。

イ 冷凍冷蔵設備の移設業務

事業期間中に、改築及び改修等により、本事業にて設置した冷凍冷蔵設備の移設、廃棄等が必要となった場合、市と協議の上、冷凍冷蔵設備の移設等を行う。ただし、冷凍冷蔵設備の移設等にかかる費用については、市と事業者が協議の上、本事業に要する費用とは別に市が支払うものとする。

ウ 所有権移転業務

事業期間終了後、冷凍冷蔵設備等の所有権を引き渡すこと。

10 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

(1) 設計・施工に係る対価

市は、設計業務及び施工業務に係る対価について、新潟市財務規則等に基づき、事業者に支払う。支払いは、基本的に本施設の引き渡し後に行うものとする。

(2) 維持管理に係る対価

市は、事業者が実施する本施設の維持管理業務に係る対価について、維持管理期間にわたって事業者を支払う。

維持管理料は、事業者が実施する維持管理業務に要する維持管理期間中の費用合計（事業者の利益等含む）の提案金額を維持管理期間にわたって平準化したものとする。

1 1 関係法令等の遵守

市及び事業実施者は、本事業を実施するに当たり必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。遵守すべき法規制及び適用される基準等については、「新潟市食肉センター冷凍冷蔵設備改修事業要求水準書（案）」を参照すること。

III 事業者の募集及び選定に関する事項

事業者の募集及び選定に関する事項は、「添付資料3 総合評価方式一般競争入札共通公告」及び下記によるものとする。

1 事業者の選定に関する基本的事項

(1) 選定の方法

市は、本事業への参加を希望する事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に十分留意して事業者を選定する。なお、事業者の選定は、価格及びその他の条件により選定を行う総合評価一般競争入札で行う予定である。

(2) 審査の方法

審査は、資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。

なお、提案の評価基準、提案書の提出方法、提出時期及び提出書類の詳細等については、入札公告時に明らかにする。

ア 資格審査

入札参加者に参加表明書、資格審査に必要な書類の提出を求めるものとする。

イ 提案審査

資格審査通過者に対し、本事業に関する提案内容を記載した提案書の提出を求める。

2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール（予定）

事業実施者の募集、選定及び契約スケジュールは、次のとおり予定している。なお、本事業に係る予算が議決されない場合、選定スケジュールに変更が生じる可能性がある。

内 容	日 程
① 実施方針等の公表	令和5年2月3日
② 実施方針等に関する質問・意見の受付期限	令和5年2月24日
③ 実施方針等に関する対面的対話	令和5年3月2日～3日
④ 実施方針等に関する質問・意見への回答公表	令和5年3月10日
⑤ 入札公告	令和5年6月下旬
⑥ 入札関係書類に関する質問の受付期限	令和5年7月上旬
⑦ 入札関係書類に関する質問への回答公表	令和5年7月中旬
⑧ 入札参加資格審査書類受付期限	令和5年7月下旬
⑨ 入札参加資格審査	令和5年8月上旬
⑩ 現地見学会	令和5年8月中旬
⑪ 対面的対話	令和5年8月下旬
⑫ 事業提案書受付期限	令和5年9月下旬
⑬ 落札者の決定及び公表	令和5年10月下旬
⑭ 仮契約締結	令和5年11月
⑮ 契約議案の議会承認（事業契約の締結）	令和5年12月

(2) 実施方針等に関する質問、意見の受付及び回答公表

実施方針等に関する質問・意見は、次のとおり受付を行うものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、質問・意見書を提出した者に対しては、市が個別にヒアリングを行う場合がある。

ア 受付期間

実施方針公表日から令和5年2月24日（金）午後5時までとする。

イ 提出方法

実施方針と同時に公表する別添様式第1号（Excel形式）に記入のうえ、E-mailで送付する。

① 送付先

新潟市農林水産部食と花の推進課（新潟市役所ふるまち庁舎6階）

担当 管理庶務担当

E-mail：shokuhana@city.niigata.lg.jp

② タイトル

「実施方針等に関する質問・意見書の提出（提出者名）」

ウ 到達の確認方法

質問、意見書を提出した者に対して、市が到達確認メールを返信する。

エ 対面的対話の実施

市では、質問、意見提出者を対象に対面での対話を行う予定である。対面での対話は、市の事業目的（事業の位置付けや特徴等）や実施方針、要求水準書（案）への理解促進、質問、意見提出者からの質問内容の確認、より大きな民間の創意工夫の発揮を目的として実施するものである。なお、対面的対話の実施方法は質問、意見提出者に別途通知する。

オ 回答の公表

実施方針等に関する質問・意見書への回答は、令和5年3月10日（金）午後5時までに市ホームページで公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

カ その他

「質問」として提出された場合であっても、記載内容が「意見」とであると判断される場合には「意見」として取扱い、また「質問」の内容が本事業の実施に直接関係がない場合は、回答を差し控える。

(3) 実施方針の変更

市は、実施方針の公表における民間事業者からの意見・提案を踏まえ、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。変更を行った場合には、市ホームページ等で速やかに公表する。

(4) 入札公告、入札関係書類の公表

市は、入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、維持管理業務契約書（案）、様式集等の入札関係書類を市ホームページで公表する。また、入札説明書等に関する質問を受け、質問に対する回答を公表する。

なお、具体的な日程は入札説明書で明らかにする。

3 応募者の参加資格要件

応募者は、「添付資料3 総合評価方式一般競争入札共通公告」及び次の資格要件を全て満たすものとする。なお、市では、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

(1) 応募者の構成等

- ア 応募者は、複数の企業で構成するグループ又は単体企業（以下、「応募グループ」という。）とし、グループによる応募の場合は特定JVを結成するものとする。
- イ 応募グループを構成する企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担う必要がある。
- ウ 応募者の構成員の中から「(2)イ(イ)の「管工事業務を行う者の要件」を満たす1者を「代表者」として定めるとともに、当該代表者が応募手続を行うこととする。
- エ 応募グループは、応募意思表明書及び応募資格確認申請書の提出時に、代表者及びその他の構成員（建設企業及び維持管理企業）の企業名及び携わる業務について明らかにするものとする。
- オ 代表者の変更は、原則として認めない。
- カ 応募グループの構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない場合は、市と協議を行い、新たな構成員とすることができる。
- キ 応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員となることはできない。
- ク 代表者、構成員といずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表者、構成員となることは認めない。

上記「ク」の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ）。

(ア) 資本関係がある場合

次の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条4号及び会社法施行規則第3条（平成18年法務省令第12号）の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

次の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。なお、次でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- ケ 構成員が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものに

についても他の応募者の構成員となることはできない。

コ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者等の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

代表者及び構成員は、次に掲げる要件を全て備えること。

- (ア) 本事業の資格審査書類提出日以前 2 年以内に手形交換所による取引停止処分を受け、又は 6 ヶ月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出していない者であること。
- (イ) 会社法(平成 17 年法律第 86 号、以下同じ。)施行前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告、会社法第 511 条に基づく特別清算開始の申立て、旧破産法(大正 11 年法律第 71 号)第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立て、破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、旧和議法(大正 11 年法律第 72 号)第 12 条の規定による和議開始の申立て、旧会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)第 30 条の規定による更生手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(但し、旧会社更生法又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。)でないこと。
- (ウ) 法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税及び法人住民税を滞納している者でないこと。
- (エ) 市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のない者であること
八千代エンジニアリング株式会社
- (オ) 市が設置した選定委員会の委員が所属する企業でないこと

イ 各業務を行う者の要件

応募者は、業務を行う者として、次の(ア)から(エ)の各項の要件を満たす構成員で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務に当たる者を兼ねることが可能である。

(ア) 「設計業務」を行う者の要件

設計業務を行うにあたって次の要件を全て満たした者を配置すること。

- ① 代表者又は構成員の常勤の自社社員で、かつ、提案書等の提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係があること。
- ② 平成 24 年度以降に、と畜場、食肉センター、食肉加工場等の建物を対象とする冷凍

冷蔵設備の設計に関する完了済みの実績を有していること。

(イ) 「管工事業務」を行う者の要件

建設事業者のうち管工事業務を行う企業は、代表者とし、次の要件を全て満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも1社は、次の要件を全て満たすこととする。

- ① 新潟市競争入札参加資格者名簿の「管工事業」に登録されている者であって、本事業の資格審査申請書等の提出日から入札書の開札日までの期間に、市の建設工事等に係る資格(指名)停止措置を受けている者でないこと。
- ② 建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第3条第1項の規定による管工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 新潟市内に本社を有すること。
- ④ 資格者名簿の「管工事業」のA等級に格付けされていること。

(ウ) 「電気設備工事業務」を行う者の要件

建設事業者のうち電気設備工事業務を行う企業は、構成員とし、次の要件を全て満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも1社は、次の要件を全て満たすこととする。

- ① 新潟市競争入札参加資格者名簿の「電気工事業」に登録されている者であって、本事業の資格審査申請書等の提出日から入札書の開札日までの期間に、市の建設工事等に係る資格(指名)停止措置を受けている者でないこと。
- ② 建設業法第3条第1項に規定する電気工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 新潟市内に本社を有すること。
- ④ 資格者名簿の「電気工事業」のA等級に格付けされていること。

(エ) 「冷凍冷蔵設備工事業務」を行う者の要件

建設事業者のうち冷凍冷蔵設備工事業務を行う企業は、構成員とし、次の要件を満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1社は、次の要件を全て満たすこととする。

- ① 平成24年度以降に、と畜場、食肉センター、食肉加工場等の建物を対象とする冷凍冷蔵設備施工業務の完了済みの実績を有していること。

(オ) 「維持管理業務」を行う者の要件

本施設の維持管理業務を行う企業は、代表企業又は構成員とし、次の要件を満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1社は、次の要件を全て満たすこととする。

- ① 平成 24 年度以降に、と畜場、食肉センター、食肉加工場等の建物を対象とする維持管理業務の実績を有していること。

ウ 参加資格の確認

(ア) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類受付期限の日とする。

(イ) 参加資格の喪失

- ① 参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者の代表者又は構成員のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表者以外の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成員に代わって、入札参加資格を有する構成員を補充し、入札参加資格等を確認の上、市が認めた場合は、入札に参加できるものとする。
- ② 開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成員が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表者以外の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該入札参加者が、入札参加資格を欠いた構成員に代わって、入札参加資格を有する構成員を補充し、市が入札参加資格の確認及び事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成員の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員が入札参加資格を欠いた日とする。
- ③ 落札者決定日の翌日から特定事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成員が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は事業者と特定事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表者以外の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該事業者が、参加資格を欠いた構成員に代わって、入札参加資格を有する構成員を補充し、市が入札参加資格の確認及び事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該事業者と特定事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員が入札参加資格を欠いた日とする。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 選定委員会の設置

事業者提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した、学識経験者及び市職員等で構成される「(仮称)新潟市食肉センター冷凍冷蔵設備改修事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)において行う。

本実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について市が設置する選定委員会の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等

の働きかけを行った者は失格とする。

(2) 審査の方法及び選定

選定委員会は、提案内容の審査における評価項目の検討及び入札参加者から提出された提案書の審査を行う。審査に際しては、あらかじめ定めた落札者決定基準に基づいて提案書の審査を実施する。選定委員会は、入札価格のほか、設計、施工、維持管理等の提案内容、市の要求水準との適合性並びにリスク分担を含む事業計画の妥当性・確実性・地元雇用や地元企業の活用等の各面から総合的に評価する。市は、選定委員会の審査に基づき、落札者を決定する。なお、落札者決定基準は、入札公告時に公表する。

(3) 結果の公表

市は、落札者を決定した場合は、その結果を速やかに公表する。

(4) 落札者を決定しない場合

事業者の募集及び選定の過程において、応募者がない、あるいはいずれの応募者の提案によっても本事業を実施することが適当でないと判断された場合には、本審査を中止することとし、その旨を速やかに公表する。

(5) 応募者が1者のみであった場合

本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、「III 事業者の募集及び選定に関する事項」に示す事項に基づき、応募者の審査を行い、審査委員の評価結果により、提案内容について契約目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、落札者として選定することの可否を決定する

5 落札者決定後の手続き

(1) 契約の条件

落札者と市は、契約の締結に関する建設工事請負契約締結、維持管理業務契約締結に際し、入札公告時に公表予定の建設工事請負契約書（案）及び維持管理業務契約書（案）（以下、両者を総称して「契約書（案）」という。）の内容について技術資料提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意、契約締結を行う。

(2) 事業契約の締結

市と落札者は、基本契約、建設工事請負契約及び維持管理業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。

市は、落札者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約の規定に基づき、設計・施工を行う事業者と建設工事請負契約、維持管理を行う事業者と維持管理業務契約を締結する。

事業契約の締結主体を「添付資料2 契約スキーム（案）」に示す。

6 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属するものとし、市に帰属しないが、公表、展示、その他市がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

7 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

8 応募に係る費用負担

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

IV 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計、施工、維持管理において発生するリスクの分類・分担を「添付資料4 リスク分担表」に示す。なお、このリスク分類・分担は、今後、実施方針等の意見を踏まえ変更されることがある。

2 提供されるサービスの水準・仕様

本事業における施設の設計、施工、維持管理に関するサービス水準並びに仕様は、要求水準書において示す。

3 事業の実施状況のモニタリング

(1) 事業者による業務品質の確保（セルフモニタリング）

事業者は、業務のサービス水準を維持改善するよう、事業者自ら、セルフモニタリングを実施し、その結果を市に報告するものとする。なお、詳細については、要求水準書において提示する。

(2) 市による事業の実施状況の確認（モニタリング）

市は、事業者が実施する本施設の設計・施工・維持管理における全ての業務について、監視を行う。

また、事業者の提供する施設の設計・施工業務に係るサービスが十分に達せられない場合、市は、事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

4 地元雇用や地元企業の活用

事業実施者は、本事業の実施に当たり、市内に所在地を有する地元企業が対応可能な工事や材料の調達、納品などについては、積極的に地元企業を活用するものとする。

V 対価の支払い

1 費用の構成

費用の構成は以下に示すとおりとする。

項 目		該当する業務	備 考
設計	設計費	設計業務	
施工	施工費	施工業務	
維持管理	維持管理費	維持管理業務	

2 費用の支払い方法

設計・施工に要する費用は、各年度の出来高に応じて支払う。なお、各年度支払い金額は原則として、当局が定める支払い上限額以下とする。

3 物価変動による施工費の変更

物価変動による施工費の変更については、市が定める工事請負契約約款第 27 条に基づくものとする。

VI 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 敷地面積及び配置

敷地面積 : 43,335.0 m² (「添付資料1 事業実施場所」参照)

2 都市計画事項

ア 都市計画区域	都市計画区域内 (市街化調整区域)
イ 用途地域	指定なし
ウ 防火地域	指定なし
エ 高度地区	指定なし
オ 建ぺい率	60%以下 (角地指定)
カ 容積率	200%以下
キ 騒音規制	規制区域外
ク 振動規制	規制区域外

VII 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 基本的な考え方

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に定める具体的措置に従うものとする。

2 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、新潟地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

VIII 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- イ 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- ウ 前2号の規定により市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- イ 前号の規定により事業実施者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。設計・施工業務期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。

4 その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

IX 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

3 その他の支援に関する事項

市は事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

X その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、事業契約の締結に当たっては、市議会の承認を得るものとする。

2 公正な応募の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

3 情報提供

市は、適宜、次に示す市のホームページで情報提供する。

<https://www.city.niigata.lg.jp/>

4 実施方針に関する担当

〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1 0 1 0 番地

新潟市農林水産部食と花の推進課（新潟市役所ふるまち庁舎 6 階）

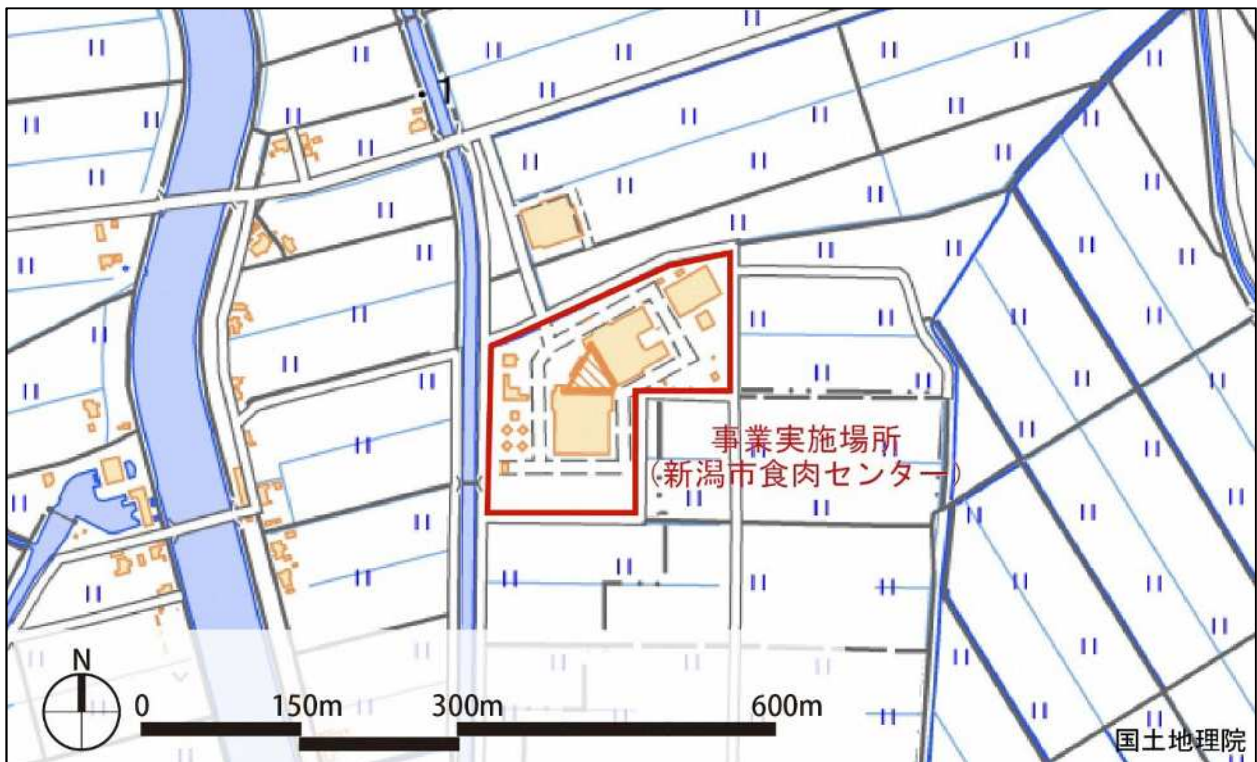
担当 管理庶務担当

電 話：025-226-1794

F A X：025-226-0021

電子メール：shokuhana@city.niigata.lg.jp

添付資料1 事業実施場所



添付資料2 契約スキーム (案)

項目	内容				
契約スキーム 図	<p>The diagram illustrates the contractual relationships between Niigata City (新潟市) and various entities. At the top is Niigata City. Below it, a dashed box labeled '事業契約' (Business Contract) contains three boxes: '建設工事請負契約' (Construction Work Contract), '基本契約' (Basic Contract), and '維持管理業務委託契約' (Maintenance Management Business Commission Contract). Arrows point from these boxes to Niigata City. Below the dashed box is a box for '落札者' (Bidder). Underneath, there are two main categories: '設計・施工業務' (Design and Construction Business) and '維持管理業務' (Maintenance Management Business). The '設計・施工業務' category includes a box for '建設事業者 (共同企業体又は単独企業^{注1})' (Construction Business Operator), which contains four sub-boxes: '「管工事業務」を行う者【代表企業】' (Pipe Work Business Operator), '「電気設備工事業務」を行う者【代表企業^{注1}又は構成員】' (Electrical Equipment Work Business Operator), '「冷凍冷蔵設備設置工事業務」を行う者【代表企業^{注1}又は構成員】' (Refrigeration/Freezing Equipment Installation Work Business Operator), and '「設計業務」を行う者【代表企業^{注1}又は構成員】^{注2}' (Design Business Operator). The '維持管理業務' category includes a box for '維持管理事業者' (Maintenance Management Business Operator) containing '「維持管理業務」を行う者【代表企業又は構成員】' (Maintenance Management Business Operator).</p> <p>注1) 複数の業務の要件を満たす者は、当該複数の業務に当たる者を兼ねることが可能である。 注2) 代表者又は構成員の常勤の自社社員で、かつ、提案書等の提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある者を配置すること。</p>				
事業契約	基本契約、建設工事請負契約、維持管理業務委託契約				
市支払対価	設計・施工費、維持管理費				
事業者の収入	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="252 1848 395 1937"> 建設事業者 </td> <td data-bbox="395 1848 1382 1937"> 市から支払われる設計・施工費 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1937 395 2038"> 維持管理事業者 </td> <td data-bbox="395 1937 1382 2038"> 市から支払われる維持管理業務委託費 </td> </tr> </table>	建設事業者	市から支払われる設計・施工費	維持管理事業者	市から支払われる維持管理業務委託費
建設事業者	市から支払われる設計・施工費				
維持管理事業者	市から支払われる維持管理業務委託費				

新潟市公告第163号

総合評価方式一般競争入札共通公告（単体・特定共同企業体共通）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定に基づき、建設工事の総合評価方式一般競争入札について必要な事項を次のように公告する。

本公告は、入札に参加するための基本的な要件を表記したもので、個々の工事概要及び入札参加資格要件、並びにこの公告によらない特別の事由については、別に公告する入札公告（以下「個別公告」という。）及び総合評価に関する事項については、総合評価方式個別説明書（以下「個別説明書」という。）に記載する。

なお、この共通公告は、令和4年4月1日以降に公告する総合評価方式一般競争入札から適用する。

令和4年4月1日

新潟市長 中原 八一

1 入札に付する事項

(1) 契約保証金

新潟市契約規則第33条及び第34条の規定によります。

(2) 入札を無効とする場合に関する事項

新潟市契約規則第17条の規定に該当する場合はその入札は無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。

(3) 入札を中止する場合に関する事項

新潟市契約規則第19条の規定に該当する場合のほか、対象工事の入札参加資格者が少数で、競争性が確保できないと判断される場合は、入札を中止することがあります。

(4) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあるときの措置

談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、前項の規定によるほか、抽選により入札者を決定するなどの場合があります。

2 入札参加資格の要件

(1) 配置技術者（特定共同企業体の場合は、それぞれの構成員が対象。）

本工事を施工しうる主任技術者又は監理技術者を配置できるもの

ア 主任技術者を配置する場合は、技術検定合格証明書等の写し、ただし、実務経験で主任技術者となる場合（特定共同企業体の場合を除く。）には、実務経験を確認できる任意の経歴書（最終学歴及び経験内容等を記載）を提出してください。

イ 監理技術者を配置する必要がある場合は、監理技術者証の写し（両面）、及び監理技術

者講習修了証の写しを(特定共同企業体の場合は、代表1社のみ)提出してください。

(2) 共通事項

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないもの
- イ 新潟市建設工事一般競争入札実施要綱第3条第1項第5号に定める受注回数制限に該当しないもの
- ウ 個別公告の公表日から入札日までの期間中に、新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないもの
- エ 次の(ア)から(キ)までのいずれにも該当しないもの
 - (ア) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (イ) 暴力団員(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (ウ) 役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。)が暴力団員であるもの
 - (エ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (オ) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (カ) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (キ) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(3) 特定共同企業体の場合の条件

- ア 代表者は、構成員のうち施工能力等に照らし円滑な共同施工を確保する上で中心的な役割を担うことができる者とし、出資比率は最大とします。
- イ 最小出資比率は個別公告に記載します。(ただし整数値に限ります。)
- ウ 構成員は、当該工事において他の特定共同企業体の構成員になることはできません。

3 入札の参加手続き

(1) 入札参加申請

入札参加申請書は、電子入札システムにより提出してください。

なお、入札参加申請者名は落札候補者決定まで公表しません。

(2) 入札参加申請期限及び受付時間

個別公告の公表日から申請申込締切日まで。

電子入札システム受付時間内(新潟市電子入札運用基準によります。)

(3) 設計図書及び図面

個別公告の公表日から新潟市ホームページ及び発注部署で閲覧に供するものとします。

ただし、これ以外の方法による場合は、個別公告にその旨を記載します。

(4) 質疑書の提出について

現場説明会は原則として開催しませんので、質疑事項がある場合は、下記により、質疑書を

提出してください（開催する場合は、個別公告にその旨を記載します。）。

ア 提出方法 電子入札システムの説明要求機能の中から、入札説明書・案件内容を選択して入力・提出してください。

イ 提出期限 個別公告の質疑書提出締切日時に記載のとおり。

ウ その他 電話・FAXでの受付は一切しません。

回答は提出期限後、3日以内（新潟市の休日（新潟市の休日を定める条例（平成元年新潟市条例第35号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）に電子入札システムの回答欄に提示します。

（5）入札時の注意事項

ア 入札の方法 電子入札システムによります。

イ 入開札予定日時 個別公告の入開札予定日時に記載のとおり。

ウ 個別公告の電子入札締切日時までに、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を電子入札添付ファイル（1MB以内）か郵送（書留等）で提出してください（持参は不可）。

内訳書の作成については、下記の点に留意してください。

①内訳書の金額が入札書と一致すること

②値引きは、工事価格の端数処理（10万円未満）であること

③内訳書の内容は、市の設計書と同じ項目を網羅してあること（積算の都合上、市の設計書と金額の記載場所が異なっても可とします）

※電子入札添付ファイルで提出する場合は、1MB（ワード、エクセル、PDFのいずれかとし、圧縮する場合はLZH形式又はZIP形式のいずれかのみとします）以内で、電子入札と同時に送付する必要があります。

※郵送で提出する場合は、その旨（工事番号、工事名、入札参加業者名、郵送する旨、書留等の方法、発送年月日）を記載したテキストファイルを電子入札に添付して送付してください。また、郵送方法は書留などの配達記録が残るものとし、封筒の表には「〇年〇月〇日開札 〇〇第〇号 〇〇工事 工事費内訳書 在中」と開札日、工事番号、工事名、工事費内訳書が分かるように記載してください。

※以上の要件に違反した場合は、入札を無効とし、失格となりますので、ご注意ください。

エ 落札候補者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札候補者の入札価格とするので、入札参加申請者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載してください。

オ 初度の入札において落札者がいないときは、1回を限度とし、再度入札をすることがあります。再度の入札をする場合は、入札参加者にその旨並びに再入札開始日時及び締切日時を通知します。入札参加者は、締切日時までに、入札金額に対応した工事費内訳書を持参又は電子メールにより、個別公告に記載の発注部署まで提出してください。

4 入札参加資格及び技術資料等の審査手続きについて

開札後、予定価格の範囲内で「5 総合評価に関する事項」のとおり、価格と価格以外の技術的要素を総合的に判断し、落札候補者を決定し、入札参加資格の有無及び新潟市建設工事総合評価方式試行要領第6条に規定する技術資料（以下「技術資料」という。）を審査します。

(1) 入札参加資格審査書類について

入札参加申請者は、開札日までに新潟市建設工事一般競争入札実施要綱に掲げる入札参加資格審査書類等を準備してください。

- ア 入札参加資格審査書類の提出について（別記様式第5号）
- イ 施工実績調書（別記様式第3号）
- ウ 配置予定技術者調書（別記様式第4号）
- エ 経営事項審査結果通知書の写し
- オ 誓約書（別記様式第7号）
- カ その他別に指定する書類

なお、入札参加申請者が特定共同企業体の場合は、次の入札参加資格審査書類の準備もお願いします。

- キ 特定共同企業体協定書
- ク その他別に指定する書類

落札候補者となった入札参加申請者の方は、総合評価点の公開日の翌日（新潟市の休日を除く。）までに上記の入札参加資格審査書類等を持参又は電子メールにより、提出してください。なお、メールアドレスは、落札候補者決定通知に記載しています。

<入札参加資格審査書類についての補足説明>

ア 施工実績調書（別記様式第3号）

個別公告の実績要件で示した施工実績については、公表日以前に竣工した工事のうち、竣工年月日の新しいもの1件以上を記入し、別表1に掲げる書類を添付してください。

イ 経営事項審査結果通知書の写し

最新のを添付してください。経営事項審査結果通知書には有効期限があります。有効期限切れの場合は当該入札を失格とします。

ウ 特定共同企業体の場合は、特定共同企業体協定書

特定共同企業体協定書は、代表者を含む構成員数より1部多く提出してください。

特定共同企業体の存続期間は、この工事の竣工予定日から半年後までとしてください。

特定共同企業体の名称はできるだけ簡略化し、かつ、「特定共同企業体」の文字を用いてください。

(2) 技術資料について

入札参加申請者は入札に際し、個別説明書に記載した提出期間、提出方法等により、入札参加者の提出資料を提出してください。また、落札候補者となった入札参加申請者は、総合評価点の公開日の翌日（新潟市の休日を除く。）までに、個別説明書に記載した技術資料を持参により、提出してください。

5 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

新潟市建設工事総合評価方式試行要領及び同要領の運用基準（以下「運用基準」という。）により総合評価点を算定します。予定価格の範囲内で、算定した総合評価点の最も高い者（以下「最高評価点者」という。）を落札候補者とします。ただし、入札時に提出した工事費内訳書が、新潟市低入札価格調査実施要領第6条に規定する失格基準価格のいずれかを満たさない者は除きます。

また、最高評価点者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定します。

(2) 評価項目

入札価格及び個別説明書に示す技術に関する項目を評価します。

6 落札者の決定方法

落札者は、以下の手順により決定します。

(1) 低入札価格調査について

最高評価点者が、新潟市低入札価格調査実施要領第3条に規定する調査基準価格を下回る価格で入札した場合は、低入札価格調査を実施します。調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる場合は、その者を落札候補者とはせず、総合評価点の次順位者を調査対象者とし、落札候補者を決定するまで、順次実施します。

(2) 総合評価に関する結果の公開

総合評価の結果を以下のとおり公開します。

ア 公開する事項

- ・ 入札参加者名
- ・ 各入札参加者の入札金額
- ・ 各入札参加者の価格評価点
- ・ 各入札参加者の技術評価点
- ・ 各入札参加者の総合評価点

イ 公開予定日及び公開場所 個別説明書に記載のとおり。

(3) 疑義の照会について

入札参加者は、上記（2）総合評価に関する結果の公開について、疑義がある場合は、下記により疑義照会書を提出してください。

ア 提出方法 疑義の内容を記して個別説明書に示すメールアドレスまで電子メールで提出してください。

イ 提出期限 個別説明書に記載のとおり。

ウ その他 電話・FAXでの受付は一切しません。

回答は提出期限後、3日以内（新潟市の休日は除く。）に当該照会者にお知らせします。

(4) 落札者の決定

落札候補者の審査の結果、入札参加資格を有する場合は、落札者として決定し、入札参加資

格審査結果通知書（別記様式第6号）により通知するとともに、速やかに公表します。

ただし、個別公告で疑義申立てができる案件については、開札後、入札参加者に予定価格を通知し、当該疑義申立期間中に疑義申立てがない場合、または疑義申立てがあっても入札を続行する場合に、落札候補者を決定します。

技術審査の結果、証明書類の不備等により総合評価点の変動して落札候補者でなくなった場合や、落札候補者が入札参加資格を有していない場合、及び当該落札候補者が落札者の決定までの間に指名停止を受けた場合、又はそのものと契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当である場合は、総合評価点の次順位者を新たな落札候補者として審査し、落札者が決定するまで順次実施していきます。

なお、落札候補者が、証明書類の不備等により総合評価点の変動して落札候補者でなくなったとき、当該落札候補者に対し、その旨通知します。

また、入札参加資格を有していないと認めるとき、又は契約を締結することが不相当であると認めるときは、当該落札候補者に対し、入札参加資格審査結果通知書（別記様式第6号）により理由を附して、その旨を通知します。併せて、所定の期間内にその理由について説明を求めることができる旨も通知します。

（5）落札者決定から契約締結までの取扱い

新潟市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年新潟市条例第3号）第2条の規定に該当する契約については、議会の議決後に契約します。

落札者決定から契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、当該落札決定を取り消します。また、予定価格の高い重要な契約で仮契約を締結した案件については、議決日までの間に指名停止を受けた場合は、当該本契約を締結しないものとします。

なお、対象者に対しては、その旨を通知します。

7 技術提案等の担保

施工において、受注者の責により技術資料の内容が満足できなかった場合は以下の措置を実施しますので、充分ご注意ください。

- （1）評価項目の内容に著しい差異があるときは、工事請負契約約款第45条の規定による契約解除を行うことがあります。
- （2）工事成績評定においてマイナス評価とします。

8 工事成績評定の減点

運用基準によります。

別表1 (4 (1) 入札参加資格審査書類について 関係)

施工実績調書添付書類

I 公共発注機関の場合 (一般財団法人日本建設情報センター(以下「CORINS」という。)に登録できる公共発注機関等を含む)			
新潟市発注 (ア及びイ)	ア	CORINS に竣工登録した登録内容確認書(工事实績)の写し,又は設計図書及び図面等により個別公告に記載した実績要件の内容が確認できるもの	
	イ	検査合格通知書の写し	
他機関の発注 (ウ又はエ)	ウ	発注機関が発行した「工事实績証明書」(写しでも可。ただし,個別公告の申請申込締切日から1年以内に発行されたものに限る。)	
	エ (①及び②)	①	CORINS に竣工登録した登録内容確認書(工事实績)の写し
		②	検査合格通知書の写し
II 公共発注機関以外の場合			
建築工事 (オ～キ すべて。)	オ	建築確認申請の写し及び検査済み証の写し	
	カ	不動産建物登記の写し	
	キ	一括下請けがなかったことを証明する書類	
			契約書に一括下請禁止事項があれば契約書の写し
	契約書に一括下請禁止事項がなければ,一括下請けを許可しなかったことを証明する建築主(発注者)の証明書		

その他,工事規模,工種などが特別な場合は,実績要件の内容等を確認できる書類を求めることがあります。

添付資料4 リスク分担（案）

リ ス ク				リスク分担	
発生区分	No	リスク項目	リスクの内容	市	事業者
共通	1	募集要項にかかるリスク	募集要項・仕様書に誤りに関するもの、内容の変更に関するもの	○	
	2	公募にかかるリスク	応募費用に関するもの		○
	3	議会の議決リスク	議会の議決が得られない場合	○	○
	4	業務実施企業等に関するリスク	業務を委託し、又は請け負わせる企業（業務実施企業）その他の第三者（その使用人を含む。）の使用に係る責任		○
	5	支払遅延・支払不能リスク	市の支払いの遅延	○	
	6		民間事業者の市への支払いの遅延（発生する場合）		○
	7	行政リスク	市の事業方針の変更によるもの	○	
	8	許認可取得・維持リスク	市が取得すべき許認可の取得・維持に関するもの	○	
	9		民間事業者が取得すべき許認可の取得・維持に関するもの		○
	10	法令等関連リスク	法制度・許認可等の新設・変更に関するもの	○	
	11	税制関連リスク	本事業に影響を及ぼす税制度の変更によるコスト変動	○	
	12		上記以外の税制変更によるコスト変動		○
	13	物価リスク	施工期間中の物価のインフレ・デフレ	△	○
	14		維持管理運営期間中の物価のインフレ・デフレ	△	○
	15	人件費リスク	事業期間中の人件費のインフレ・デフレ	△	○
	16	デフォルトリスク（不履行・怠慢・遅延に関するもの）	要求水準あるいは契約書で求めるサービスのレベルあるいは成果が下がった場合		○
	17		市の事由による業務基準の変更、債務の不履行	○	
	18		民間事業者の事業放棄、経営破綻によるもの		○
	19	社会リスク	設備管理上の瑕疵による損害賠償		○
	20		業務に対する市民対応、要望、苦情等に関するもの		○
	21		業務における環境保全にかかるもの（騒音、振動、臭気、あるいは資源化等）		○
	22		本事業を実施すること事への住民反対やその他市が別途本事業に対して実施する事業に関するもの	○	
	23	不可抗力リスク	不可抗力（大規模な天災（大地震、大噴火等）又は人的災害（戦争、放射能、テロ等））により生じる増加費用及び損害	○	△
	24	第三者賠償リスク	市の提示条件又は指示を直接の原因として第三者に及ぼした損害	○	
	25		食肉センターの運営業務に起因する事故	○	
	26		上記以外の事由を原因として第三者に及ぼした損害		○
	27	市の関連業務に関するリスク	市が本事業に関連して別途発注する業務において市が使用する第三者（その使用人を含む。）に係る責任	○	
設計段階	28	設計変更リスク	市の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合	○	
	29		民間事業者の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合		○
	30	遅延リスク	市の事由により実施設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合	○	
	31		民間事業者の事由により実施設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合		○

凡例 ○：主 △：従

リ ス ク				リスク分担	
発生区分	No	リスク項目	リスクの内容	市	事業者
施工段階	32	用地リスク	施工に関する資材置き場の確保	○	
	33	施工費増大	市の要請による費用超過、施工遅延によるもの	○	
	34		民間事業者が実施した測量、調査の結果、既存施設に当初想定されなかった重大な欠陥が発見された場合	○	△
	35		上記以外のもの		○
	36	工事遅延・未完リスク	市の要請による工事の遅延または完工しない場合	○	
	37		民間事業者が実施した測量、調査の結果、既存施設に当初想定されなかった重大な欠陥が発見された場合	○	△
	38		上記以外のもの		○
	39	設備機器・備品等納品遅延リスク	民間事業者が納品する設備、備品等の納品遅延に関するもの		○
	40	工事監理リスク	工事監理に関するもの	○	
	41	一般的損害リスク	使用前の設備・原材料の盗難、関連工事に関して生じた施設の損傷、または事故による第三者への賠償等に関するもの		○
	42	譲渡手続きリスク	設備譲渡の手続きに伴う諸費用に関するもの		○
	43	施設・設備・機器等損傷リスク	市の帰責事由によるもの	○	
	44		民間事業者の帰責事由によるもの		○
	45		既存施設の瑕疵によるもの	○	
	46		第三者によるもの	○	△
	47	食肉や施設に対する汚染等の衛生管理リスク	市の帰責事由によるもの	○	
	48		民間事業者の帰責事由によるもの		○
	49		既存施設の瑕疵によるもの	○	
	50		第三者によるもの	○	△
	51	情報漏洩リスク	民間事業者の実施する情報の管理及び保護に関するもの		○
52	上記以外のもの		○		
53	事故発生リスク	市又は市が別途発注した事業者の帰責事由による場合	○		
54		上記以外のもの		○	
維持管理段階	55	施設・設備瑕疵リスク	既存施設・設備の瑕疵によるもの	○	
	56		瑕疵担保期間中に設備の瑕疵が発見された場合		○
	57	什器・備品管理リスク	市の事由による什器・備品等の破損・紛失・盗難	○	
	58		民間事業者の責めに帰すべき事由による什器・備品等の破損・紛失・盗難		○
	59	事業中止リスク	市の指示や市の責めに帰すべき事由による事業の中止・延期	○	
	60		上記以外のもの		○

凡例 ○：主 △：従